

会員規約

(目的)

- 第1条 この会員規約（以下「本規約」という。）は、本協会の業務規程にもとづき、利用会員が遵守すべき事項等を定める。
- 2 利用会員は、本協会が定める業務規程、契約約款、諸取扱いならびに関係法令を遵守しなければならない。
 - 3 利用会員は、本協会の求めに応じ、電力データにかかる業務の実施状況や内容について、本協会にすみやかに報告する義務を負うものとする。
 - 4 利用会員は、自らが利用する電力データに関し、電気使用者等に対する説明責任を負うものとする。
 - 5 利用会員は、故意又は過失（外部からのサイバー攻撃を含む）によって自らが利用する電力データに関し、本協会又は第三者に損害を与えた場合には、損賠責任を負うものとする。

(個データの利用同意)

- 第2条 利用会員は、電気使用者等から本協会に対する個データに係る利用の同意について、電気使用者等への説明を行う。
- 2 利用会員は、本協会による電気使用者等への同意確認に先立ち、当該の個データ利用に係る目的、項目、利用期間、法令違反がないことなどの必要事項について、本協会による事前審査を受けるものとする。
 - 3 利用会員は、個データの利用にあたり、利用目的の妥当性及び電気供給事業者間の適正な競争関係を確保しなければならない。
 - 4 利用会員は、電気使用者等が自らの個データの提供に同意するか否かの選択の機会に係る任意性について、具体的かつ分かりやすく提示しなければならない。
 - 5 利用会員は、利用目的ごとに電気使用者等に対する個データの利用について同意を得なければならない。同一の電気使用者等に対して利用目的を追加又は変更する場合についても同様とする。

(同意取得の委任)

- 第3条 利用会員が電気使用者等から本協会に対する同意確認手続について委任を受ける場合、利用会員は、本協会が電気使用者等に対して実施する内容と同様の同意確認を行うものとする。

(本人性の確認)

- 第4条 利用会員が本協会に代わって本人性の確認を実施する場合には、その具体的な方法や妥当性についてあらかじめ本協会の承認を得なくてはならない。

(個データの収集)

第5条 利用会員は、目的のために最低限必要な項目のみに限定して個データを収集する。

- 2 利用会員は、個データの収集にあたり、収集する個データの範囲及び収集する正当な理由を明確にする。
- 3 利用会員は、個データの利用目的に照らし、十分な正確性と品質を確保するための適切な手順を定める。
- 4 利用会員は、個データの保存又は提供等がなされる前に、収集した個データの信頼性を確保する。
- 5 利用会員は、収集及び保管している個データの正確性及び品質を定期的に点検するための管理の仕組みを定める。

(個データの利用、保持及び提供)

第6条 利用会員は、法令に基づき異なる目的が明示的に要求されている場合を除き、個データを収集する前に特定した具体的・明示的かつ正当な利用目的を達成するために必要な範囲に限定して、個データの利用、保持及び提供を行う。

- 2 利用会員は、個データの利用、保持及び提供にあたり、個データにアクセスする者の数を最低限に限定する。
- 3 利用会員は、利用目的が終了している場合、当該情報を確実に消去する。ただし、法令に基づき必要があるときは、当該法令の対象となる全ての個データを保存し、安全を確保する。
- 4 個データを共同利用（個人情報保護法第27条第5項第3号に規定する共同して利用される場合をいう。）する場合、共同利用を行う者が全て本協会の利用会員でなければならない。
- 5 個データを利用する利用会員は、当該の電気使用者等以外の第三者に個データを再提供してはならない。ただし、次の各号に定める条件をすべて満たす場合においては、その限りではない。
 - (1) 再提供を行う合理的な理由があること。
 - (2) 再提供先が利用会員と同等の情報セキュリティ及び個人情報保護に係る要件を満たしていること。
 - (3) 再提供を行う利用会員が、次の各号細分に定める事項を本協会に報告すること。
 - イ) 再提供先の名称及び業種
 - ロ) 再提供先の個データの利用目的
 - ハ) 再提供する個データ
 - 二) 個データの開示等を請求等する際の再提供先における窓口
- (4) 再提供を行う利用会員が、電気使用者等に対して、当該再提供先を明示し、利用会員から再提供先へ個データの第三者提供を行うことの同意を取得していること。
- (5) 再提供先からの更なる第三者への提供は行わないこと。

(個データ取扱いの委託)

第7条 利用会員が個データにかかる取扱いの全部又は一部を委託する場合の取扱いは、次の各

号による。

- (1) 利用会員は、特定した利用目的の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 利用会員は、委託する業務に関し、当該の委託先が利用会員と同等以上の個人情報保護の水準にあることについて客観的に確認する。
- (3) 利用会員は、個データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。
- (4) 利用会員は、個データにかかる十分な保護水準を確保するため、次の内容を委託契約で規定する。
 - イ) 委託先との責任の明確化
 - ロ) 個データの安全管理に関する事項
 - ハ) 再委託に関する事項
 - ニ) 個データの取扱状況に関する報告の内容及び頻度
 - ホ) 契約内容の遵守状況を定期的及び適宜に確認すること
 - ヘ) 契約内容が遵守されなかった場合の措置
 - ト) 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
 - チ) 契約終了後の措置
- (5) 個データにかかる委託先との契約関係書類は、当該個データの保有期間にわたって保存する。

(トレーサビリティ及び情報開示)

第 8 条 利用会員は、本協会が電気使用者等に対するトレーサビリティ及び情報開示を行うことに関し、必要な対応と協力を行う。

- 2 利用会員は、電気使用者等から本協会に対する個データの開示請求について対応依頼を受けた場合、すみやかに必要な措置を行う。
- 3 利用会員は、電気使用者等から本協会に対する個データの提供・利用停止について対応依頼を受けた場合、すみやかに利用を停止する等の必要な措置を行う。
- 4 利用会員は、電気使用者等からの個データの変更にかかる請求を受けた場合、小売電気事業者の窓口を紹介する等、必要な手続きを案内する。

(電気使用者等から問合せ)

第 9 条 利用会員は、個データを利用する電気使用者等からの問い合わせ、苦情及び相談等について本協会から要請のあるときは、すみやかに必要な対応と協力を行う。

(本協会による調査、指導、助言及び勧告)

第 10 条 利用会員は、本協会が個データの利用及び提供の適正化を図るために実施する調査、指導、助言及び勧告に対し、誠意をもってすみやかに対応しなければならない。

- 2 利用会員は、業務規程第 10 条 4 項に基づきデータ提供の中止や除名などの措置を受けた場合、これらの措置に伴い生じる一切の損害について、本協会に求償しないものとする。

(統計データの提供及び利用)

第 11 条 利用会員は、統計データの提供及び利用に際し、その提供先や利用者に対して、本協会が定める統計データの提供及び利用に係る条件を遵守させなければならない。

(情報セキュリティ)

第 12 条 個データを利用する利用会員は、JISQ 27001 に準拠した情報セキュリティに係る対応及び個人情報保護法に係る個データを利用するための JISQ 15001 に準拠した個人情報保護に係る対応を実施し、いずれかの第三者認証を取得する。

(電気供給事業者間の適正な競争関係の確保)

第 13 条 利用会員は、他の会員が行った電気使用者情報の利用及び提供に関し、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な情報として経済産業省令で定めるものを取得したときは、これを本協会に報告しなければならない。

2 利用会員は、本協会が保有する前項の情報について提供の請求ができるものとし、本協会は、正当な理由がある場合を除き、当該情報を提供する。

附則

この規程の改定は、2023 年 5 月 15 日から施行する。